

▼CNCP からのメッセージ

プラットフォーム上のプロジェクト支援（案）

シビル NPO 連携プラットフォーム 常務理事/事務局長  
土木学会/シビル NPO 推進小委員会 委員長  
メトロ設計(株) 取締役

田中 努



■令和3年度以降の新しい体制と活動

CNCP は、設立以来、中間支援組織としての活動のあり方を常に模索しつつ、近年は「土木と市民社会をつなぐ」ことをキーワードとして、事業を組み立ててきました。

一方、運営体制は当初の枠組からほとんど変わりなく継続してきましたが、活動の活性化のために世代交代も必要です。さらにコロナ禍で加速した WEB 会議・ウェビナーや SNS の活用など本格的な情報ツールの導入のためにも、若手メンバーの参画が必須となってきました。この様な社会情勢の変化に合わせて、必然的に CNCP のミッションも見直しを図っていく必要がありました。

そのため、昨年度上期に「令和3年度以降の新しい体制と活動」の方針を検討し、図1のような新たな組織と体制をまとめ、2/24 の令和2年度第2回理事会で承認されました。CNCP 通信 VOL.83（3月号）に、詳しく紹介しました。

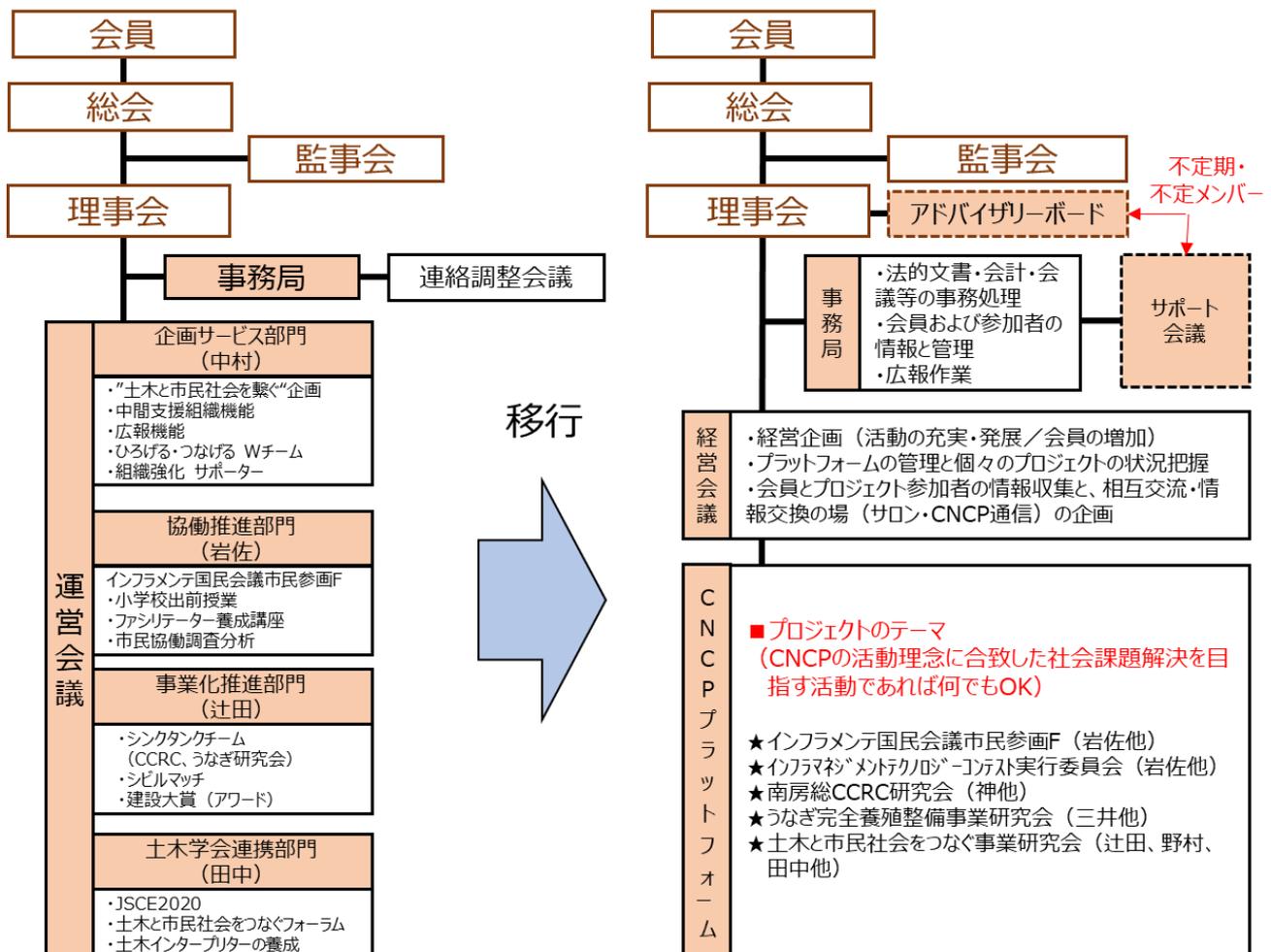


図1：新たな組織と体制への移行

図1の右下の「CNCPプラットフォーム」という所が、これからの皆さんの活動で、個々の「プロジェクト」という位置づけになります。その考え方を「プロジェクト支援規程(案)」としてまとめ、8/24の令和3年度第1回理事会で承認されましたので、以下にご紹介します。

CNCPは、これまで4つの部門を設けて直営的な活動をしてきました。しかしいろいろなNPOや団体と連携しながら中間支援をするのが元々の理念にありますし、CNCPの人材も必ずしも多くないことから、外の仲間と連携・協働しながら大きな活動にしていくことを考えました。それが「プラットフォーム事業(図1の右下のCNCPプラットフォーム)」で、今年度からこれを核にしていきます。CNCPの活動のマネジメントは、4つの部門ではなく、経営会議に集約する形としました。

下記の「プロジェクト支援規程(案)」は、図2のように、CNCP外の団体等から協働提案や支援要請があった活動(=プロジェクト)やCNCP内で企画したプロジェクトを、CNCPが経営会議や事務局等を通じて、支援する内容や方法の案を示してあります。

しばらく、走りながら具体事例に対応してブラッシュアップしていきますので、ご意見・ご要望を事務局までお願いします。

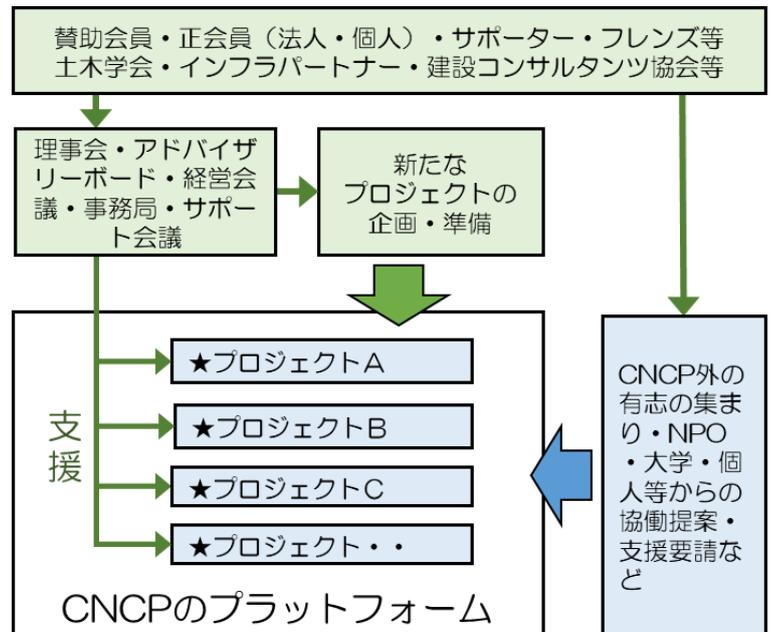


図2：プロジェクトとCNCPと外部との関わり

## ■CNCPプラットフォーム事業におけるプロジェクト支援規程(案)

### 第1条 プロジェクトの定義

シビルNPO連携プラットフォーム(以下「CNCP」という)は、中間支援組織として、定款第3条に示す目的と、「土木と市民社会をつなぐ」という趣旨に合致する様々な社会的課題の解決・改善に取り組む活動を、支援する。

CNCPは、それらが個々に活動する「場(=プラットフォーム)」を提供し、その上で、それぞれのグループに自立的な活動をしていただく。そのプラットフォーム上の活動を「プロジェクト」と呼ぶ。

### 第2条 支援の対象

CNCPの経営会議が支援すべきプロジェクトと認めた活動であれば、運営グループのメンバーが、CNCP内外の地域の自治体・NPO(法人・任意団体)・大学・企業・個人等を問わず、その活動を支援する。

### 第3条 支援のメニュー

CNCPは、このプロジェクトに対して、次の支援を行う。必要性和実効性を勘案しながら、徐々に拡大・高度化させていく。

いずれも、プロジェクトの運営グループからの申請を受けて、経営会議で審議し、支援の可否と程度などを決定する。

#### 1) 中立でインフォーマルな「場」としての利用

自治体・学協会・企業等、フォーマルな「場」では実施しにくいテーマに関する勉強会等の活動拠点に利用できる。

#### 2) 法人格の利用

プロジェクト運営グループの代表者名で、他団体への協力要請など、主催者として発信できる。

・例1：シビルNPO連携プラットフォーム ○○○研究会 代表 ◇氏名◇

・例2：シビルNPO 連携プラットフォーム ○○○実行委員会 代表 ◇氏名◇

### 3) 人的ネットワークの利用

CNCP 会員内の人的ネットワークや土木学会の委員会との連携を利用できる。

### 4) コミュニケーション・ツールの利用

CNCP からの情報発信（CNCP 通信/HP・Facebook 等の SNS）を利用できる。

### 5) 運営ノウハウの支援

NPO 設立のスタートアップの支援が受けられる。また、NPO 運営のブラッシュアップの支援が受けられる。

### 6) 経営資源の支援

原則として、活動の経営資源は、プロジェクト独自の募集と資金や収益で賄うが、CNCP 経営会議が共催として次の経営資源を支援することがある。いずれも経営会議における審議により、支援の可否・程度・金額・期間などが決定される。

- ・CNCP の会員・サポーター・事務局による人的支援。
- ・会議室・イベント会場・ZOOM 会議の手配等の物的支援。
- ・運営資金が不足する場合の「支援金」による金銭的支援。

## 第4条 支援金の貸付け

- 1) 運営資金が不足する場合の「支援金」による金銭的支援は、「貸付」として行い、1 件当たり最大 100 万円まで、無利子で、原則として 1 年後の完済を前提とする。
- 2) 継続して支援金が必要な場合は、返済期限の前に、第6条に準じて、貸付の継続申請を行う。
- 3) CNCP 全体での支援金合計の予算枠を設ける。支援金合計は、CNCP の現金預貯金の 1/5 または 1 年間の会費合計の 1/2 の少ない方の金額以下とする。

## 第5条 プロジェクトの立ち上げ申請

プロジェクト立ち上げの申請は、「申請書」と共に、下記の書類（自由書式）を提出する。

- ・活動の目的
- ・活動の実施計画（内容・工程・予算・メンバーの名簿）
- ・CNCP の支援を必要とする内容と理由
- ・運営グループの会則等

## 第6条 プロジェクトの立ち上げ申請と決定の時期

- 1) プロジェクトの立ち上げ申請は、随時受け付けるが、年2回、5月末と 11 月末に受付を締めきり、定例の経営会議で審議する。必要に応じて、問い合わせやヒアリングを行う。
- 2) 8月の第1回理事会、または2月の第2回理事会で承認を得て、決定となる。

## 第7条 プロジェクトメンバーのCNCP 会員参加

プロジェクトの運営グループのメンバーは、次のいずれかの形で、CNCP の会員となる。

- ・運営グループの代表と他 1 名の計 2 名は個人正会員に、他のメンバーは個人正会員または（新）サポーターとなる。
- ・運営グループが既に任意団体の場合、およびそのグループの体制・活動が任意団体と見なせる状況の場合は、団体の代表者が法人正会員となる。

## 第8条 プロジェクトの運営

- 1) プロジェクトの運営グループは、四半期毎に、活動報告を提出する。
- 2) プロジェクトの活動報告は、CNCP 通信や HP・FB に掲載して、会員その他と情報共有を図る。
- 3) プロジェクトの運営グループから、CNCP の支援や他団体との連携・協働についての提案や要請がある場合は、経営会議・アドバイザーボード・サポート会議で、対応を検討する。
- 4) プロジェクトの運営資金と活動費は、プロジェクトの運営グループが独自に管理し、出納記録を作成・維持するが、現金の保管を CNCP に委託することも出来る。

以上